



こうばるから

こんにちは

第4号
裁判特集



2015年10月7日

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 通信

【目次】

1. こうばるでは「強制収用」「付け替え道路工事」阻止運動を継続しています。..... 1
2. 11月に裁判を起こします。(石木ダム事業認定取消訴訟提訴・執行停止申立て) 1
3. 石木ダム建設絶対反対同盟・岩下さんからの一言 2
4. 会員の皆様へのお願い 2
5. 原告承諾表明と訴訟費用分担カンパ額納付の方法 2
6. 2014年度以降の状況 3
7. 今、提訴する理由 4
8. ちょっとしたお知らせ 4

1. こうばるでは「強制収用」「付け替え道路工事」阻止運動を継続しています。

石木ダム予定地「こうばる」では、石木ダム建設絶対反対同盟13世帯と支援者は力を合わせて、付け替え道路工事阻止行動を続けると共に、9月2日から7日にかけて、9軒の住居を含めた全残地を対象とした第3次収用手続きのための強制測量立入りを撃退しました。この9月30日には未明2時に支援者から「付け替え道路現場へ機材が搬入されているようだ」との電話を受け、急遽現場に駆けつけて、工事現場に運び込まれていた大型重機を含む機材すべてを搬出させました。

長崎県は、8月24日に第1次収用裁決が出た農地を収用してしまいました。10月7、9日に予定されている第2次収用委員会では4軒の家屋も収用対象にしています。

これからはこの4軒を皮切りに、全13軒の住居が収用の対象として手続きが進みます。

家屋の収用には徹底抗戦する決意を13世帯の皆さんは確認しています。そこで、これまでの反対運動に加え、裁判を起こすことになりました。

皆様のご支援をお願いする次第です。

2. 11月に裁判を起こします。(石木ダム事業認定取消訴訟提訴・執行停止申立て)

こうばる13世帯の皆さんは、11月頃長崎地方裁判所へ強制収用をストップさせるための裁判(「石木ダム事業認定取消訴訟・執行停止申立て」)を起こします。

長崎県が現在進めている土地や建物の「強制収用」は、「事業認定処分」を根拠にしています。「事業認定処分」は、国(国土交通省九州地方整備局長)が、「石木ダム事業は『公益上の必要性』などの土地収用法の要件をみたら」と判断してしたものです。

裁判では、この「事業認定処分」の取り消しと、その効力の停止(執行停止)を求めます。石木ダム事業を推進する長崎県・佐世保市に理のないことを明らかにすることで勝訴への道が開かれます。

裁判の場で明らかにされる石木ダム問題の本質を長崎県民・佐世保市民・国民に広く伝えるように努めます。それらの情報をしっかりと活用して、圧倒的な世論「石木ダム不要!」「強制収用止める!」で長崎県と佐世保市を包囲して、「石木ダム中止」に追い込みます。

3. 石木ダム建設絶対反対同盟・岩下和雄さんからの一言

10月5日長崎県庁での「知事への話し合い出席要請行動」終了後に参加者の皆さんに語られた決意を紹介いたします。

「今日はありがとうございました。これまでの皆さんのご支援に感謝いたします。私たちはたとえ収用裁決が出て家を取り壊されようとも、プレハブを建てて住み着き、絶対に明け渡すことはしません。訴訟では何としても長崎県と佐世保市を引きずり出して、追及します。皆さんからの今後のご支援をよろしく願いいたします。」

4. 会員の皆様へのお願い

(1) キャンパのお願い

訴訟にはお金がかかります。裁判を起こすときに裁判所へおさめる手数料だけでも、原告の人数が多い場合は、100万円を超えることもあります。

裁判が始まれば、訴状・準備書面・意見書など書類の作成の事務費用（コピー代など）、証人になって意見書を書いてくださる専門家への謝礼などが必要になります。

これらの費用をこうばるの皆さんだけで負担するのは大変です。会員の皆様へ、キャンパで裁判を支えて下さいますようお願いいたします。

共有地権者の皆様（合計で約270名）には、できれば一口1万円のご負担を願えればと思いますが、もちろん、可能な範囲で結構です。

(2) 「原告」としての参加のお願い

共有地の権利者になっていただいた方で、「事業認定処分」に対する行政不服申立（審査請求）をされた方は、こうばる13世帯の皆さんとともに裁判の「原告」になることができます。

（「原告」になることができる会員の方には、この会報の裏表紙にお知らせしています。）

「原告」になることができる会員の方は、ぜひ、裁判の「原告」になって、こうばる13世帯の皆さんを勇気づけて下さいますようお願い致します。

5. 原告承諾表明と訴訟費用分担キャンパ額納付の方法

同封の「振込取扱票」に、

- ① 原告になっていただける方は 原告 OK に○をつけてください。
- ② 支援ならば OK の方は 支援 OK に○をつけてください。
- ③ 送金額 1万円/1口 __口 __万円 の__に該当する数字を記入してください。
1口未満の場合、例えば5000円の場合は、0.5口 0.5万円とお書きください。
- ④ メールアドレスもしくは FAX 番号、電話番号も記入してください。

この「振込取扱票」を使って、郵便局の窓口またはATMでお支払いください。

物入りのところ、高額の負担をお願いすることになり、申し訳ありません。何としても13世帯を守り抜くために力を合わせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔注1〕 土地収用法第20条

（事業の認定の要件）

土地収用法第20条

国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
- 四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

〔注2〕提訴は誰でも出来ますが、判決では「その申立てをする資格がない、もしくは提訴期限を過ぎているので、あなたの申出は却下します」とされることがあります。

厳密に言うと、事業認定取消訴訟を提訴できる人は「収用対象物件の権利者」に限られるのが一般です。さらに、事業認定取消訴訟の提訴期限は「事業認定処分を知った日から6ヶ月以内」とされているので、2014年3月5日が提訴期限でした。ただし、事業認定不服審査請求をしている場合は、提訴期限は審査請求裁定が出た日から6ヶ月以内とされています。事業認定不服審査請求の裁定が未だ出されていないので、事業認定不服審査請求をしている地権者の方（共有地権者を含む）は却下の心配がありません。

願いは以上です。ここから先は余裕のあるときにお読みください。

6. 2014年度以降の状況

石木ダム事業中止に向けた運動はこれまで、起業者である長崎県と佐世保市に対して「公開質問回答説明会」を通して中止を獲得するべく方針を進めてきました。この説明会で立ち往生が多くなった長崎県・佐世保市は、2014年後半には公開質問書への真摯な回答をせず、説明会の開催拒否が続いています。一方で、土地収用法を使った強制収用と付け替え道路着工という、法的手続きと工事強行、両面で石木ダム建設事業の強行突破を図ろうとしています。

昨年（2014年）7月11日にこうばる公民館で開催された「公開質問書への回答説明会（以下、説明会と記す）」に出席した中村法道・長崎県知事は、進行役を務めた平山博久弁護士からの「これからも長崎県・佐世保市一緒の説明会を開き、知事・市長・町長も参加することで約束されたい。」という要請に対して「毎回出るとなると、説明会を開く日程の設定が困難になる可能性がある。必要に応じて土木課長に伝えてほしい。石木ダムを判断するのは私と認識している。その都度、よく聞いて出席を判断する。」と答えています。

しかし、その後、長崎県と佐世保市は約束を反故にして、説明会の開催を拒否し、土地収用手続きを進めるとともに付け替え道路工事に着工して、石木ダム建設事業の強行突破を図ろうとしています。13世帯・支援者の皆さん・石木ダム対策弁護団が連名で知事との話し合いを求めてきましたが、「生活再建に向けた話しには応じるが、ダムの必要性については応じない」と知事の対話拒否は続いています。

2014年9月5日には長崎県収用委員会に事業認定未保留分の4軒の農地約5,500平方メートルについて収用・明渡し裁判申請を行いました。収用委員会は2015年6月22日にこの4軒の農地について収用・明渡しを決定しました。当然、地権者の皆さんは「話し合いが先」と明渡しを拒否しましたが、起業者は補償金を法務局に供託し、8月24日に強制収用してしまいました。

これまでは長崎県は「(反対派地権者との)話し合い促進のための事業認定申請であり、強制収用のためではない」としていました。中村知事は最初の知事選で、「石木ダムで強制収用はしない」と公約していたにもかかわらず、8月24日に強制収用しました。

2015年7月8日、長崎県は新たに4軒の住居を含む3万平方メートルについて収用・明渡し裁判申請を収用委員会に提出する（第2次収用・明渡し裁判申請）とともに、残る住居9軒と土地全部（約9万平方メートル）について収用・明渡し裁判申請（第3次収用・明渡し裁判申請）に向けた手続き開始を発表しました。

8月24日に4軒の農地約5,500平方メートルが強制収用されたことで、地権者の皆さんは長崎県への怒りで一杯です。9月2日から7日にかけて長崎県が行った第3次収用に向けた「全残地の測量立入り」に対して、「長崎県がやることは強盗と同じだ」「奪った土地をかえせ」「説明責任を果たすのが先だ」「知事を連れてこい」と叫んで県担当者や工事業者を撃退しました。

長崎県収用委員会は7月8日の第2次収用・明渡し裁判申請を受けての委員会を10月7日と10日に開催するとしています。収用委員会の役割が長崎県による強制収用の追認でしかないことが第1次収用・明渡し裁判で明白になった以上、収用委員会に対して地権者の皆さんは怒りしか持っていません。

払 込 取 扱 票

口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。

00		口座記号	口座番号 (右詰めで記入)	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
*	*	00270	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
		9	*	136202								
*	加入者名 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会											
*	料 金											
*	備考											
*	<p>「水源連 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」</p> <p>1. どちらかに○をつけてください 原告 OK 支援 OK</p> <p>2. 送金額 下の_に口数と金額を記入願います。 1万円/1口 _口 _万円</p> <p>3. Eメールアドレス又はFAX番号 _</p>											
*	<p style="text-align: right;">干</p> <p style="text-align: right;">おと</p> <p style="text-align: right;">ころ</p> <p style="text-align: right;">*</p> <p style="text-align: right;">おな</p> <p style="text-align: right;">まえ</p>											
*	<p style="text-align: right;">日</p> <p style="text-align: right;">附</p> <p style="text-align: right;">印</p>											
*	<p style="text-align: right;">(ご連絡先電話番号</p> <p style="text-align: right;">_ _)</p> <p style="text-align: right;">様</p>											

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでください。

*	口座記号	00270	*	9
*	*	136202	*	*
*	加入者名 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会			
*	*	*	*	*
*	金額			
*	おなまえ			
*	ご依頼人			
*	様			
*	*	(消費税込み) 日 附 印		
*	料 金			
*	円			
*	備考			

この受領証は、大切に保管してください。